

# 病 欠 証 明 書

学 校 名	石 川 県 立 金 沢 泉 丘 高 等 学 校				
学 年 ・ 組 ・ 性 別 ・ 年 齢	学 年	組	男 ・ 女	年 齢	歳
生 徒 氏 名					
<p>病 名</p> <hr/>					
上記の疾病により、 年 月 日 より 約 日間の					
休養を ( 要する ・ 要した ) ことを証明する。					
平成 年 月 日					
住 所					
医 療 機 関 名					
電 話 番 号					
医 師 名 ㊟					
学 校 記 入 欄 (出席停止とする月日)					ホ ー ム 担 任 ㊟

(注) この証明書は、学校において予防すべき感染症による出席停止の際の証明にのみ用いるものとする。

## 参 考 学 校 保 健 安 全 法 施 行 規 則 (抄)

(感染症の種類)

第18条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

- 第1種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1及びH7N9であるものに限る。）
- 第2種 インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）を除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
- 第3種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は前項の規定にかかわらず、第1種の感染症とみなす。

(出席停止の期間の基準)

第19条 (略)